

## 条例の目的について

### 1 公文書等の管理に関する法律（以下、「公文書管理法」という。）

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

### 2 他自治体の状況

ほとんどの自治体が、法律と同じ内容。

自治体独自で規定している主な内容は、以下のとおり。

「区民の知る権利を保障し」「区民合意のもとでの公文書管理」（豊島区）

「参加と協働の区政を実現し」（世田谷区）

「市政に関する市民の知る権利を尊重し」（尼崎市）

「市民協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とする」（さぬき市）

### 3 本区の方向性（案）

本区の基本構想では、「人権・平和・多様性の尊重」、「持続的な発展」、「協働によるまちづくり」の 3 点を区政運営の根本を貫く考え方とし、理念としている。

このうち「協働によるまちづくり」のためには、区民との信頼関係を築くために区の諸活動についての説明責任を果たしていく必要があり、その説明責任を果たすには、区の諸活動を記録した公文書の適正な管理が何より大切であると考えられる。

現在、本区では、各実施機関の内部規定（文書取扱規程等）において公文書の管理に関する規定を定めているが、今回、区民の合意のもとで制定される条例において定めることにより、公文書は区民が主体的に利用できる区民共有の知的財産であると明確に位置づけるとともに、公文書に関する専門家から構成された公文書管理委員会を区長の附属機関として設置し、第三者的視点を考慮した公文書管理を推進する必要があると判断したため、条例を制定することとした。

また、適切な公文書管理は情報公開の前提であり、本区の情報公開条例第 1 条においても「区民の知る権利を保障する」旨を規定していることから、公文書管理条例においても、「区民の知る権利を保障する」旨の記載を盛り込むべきであると考えられるもの。

#### 4 条文（案）

この条例は、葛飾区の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、区民共有の知的資源として、住民自治の担い手である区民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって区政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、区政に関する区民の知る権利を保障し、区の諸活動について現在及び将来の区民に説明する責務を全うすることを目的とする。